

第 6 章 防災指針

1. 防災指針とは

近年、全国各地で頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害リスクを踏まえた防災まちづくりの目標を設定し、水災害に強いまちづくりと併せて都市のコンパクト化を進めることが必要となっています。こうした背景から、令和2（2020）年6月に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画に防災指針が位置づけられたところです。

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、防災指針に基づく具体的な取組と合わせて立地適正化計画に定めるものです。

防災指針の検討結果は、「第4章 都市機能誘導区域」、「第5章 居住誘導区域」と連動することにより、災害リスクを考慮した誘導区域設定を行います。

また、防災指針は防災に係る計画である「成田市地域防災計画」や「成田市国土強靱化地域計画」と整合を図りながら検討を行うものとします。

なお、防災指針の検討は、国土交通省の「立地適正化計画作成の手引き」を踏まえ、以下の構成とします。

【防災指針の構成】

防災指針検討のフロー （出典：立地適正化計画作成の手引き）	本計画における防災指針の構成
<div style="border: 1px dashed red; padding: 10px;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 8. 防災指針の検討 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 8-1.居住誘導区域等における災害リスク分析と防災・減災まちづくりに向けた課題の整理 1) 災害ハザード情報等の収集、整理 2) 災害リスクの高い地域等の抽出 3) 地区ごとの防災上の課題の整理 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 8-2.防災まちづくりの将来像、取組方針の検討 1)地区ごとの課題を踏まえた取組方針の検討 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 8-3.具体的な取組、スケジュール、目標値の検討 1)防災指針に基づく具体的なハード・ソフトの取組の検討 2)取組スケジュールと目標値の検討 3)防災指針に関する制度の活用 </div> </div>	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 1.防災指針とは </div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 2.災害ハザード情報の整理 3.災害リスクの高い地区の抽出 4.地域ごとの防災上の課題の整理 </div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 5.防災まちづくりの取組方針 の検討 </div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> 6.具体的な取組及び スケジュールの検討 </div> <p>※目標は「第8章 目標指標の設定と進管理」に記載</p>

2. 災害ハザード情報の整理

都市機能誘導区域や居住誘導区域等における災害リスク分析を行うにあたり、本市で発生
の恐れがある水災害のハザード情報を収集・整理する必要があります。

本市における災害ハザード情報については、以下に示す洪水、雨水出水（内水）、土砂災害
に係る災害ハザード情報を収集・整理しました。

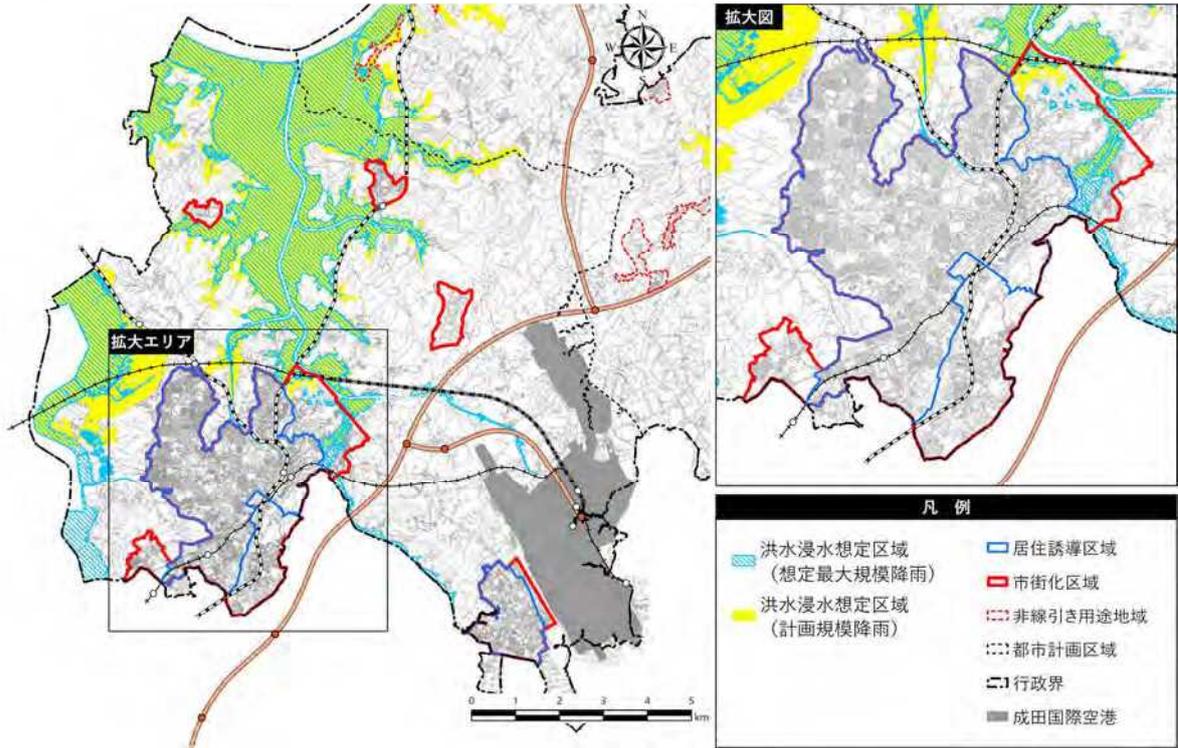
【災害ハザード情報の整理】

種別	災害ハザード情報	根拠法令等
水害	○計画規模降雨（L1） ・洪水想定浸水区域	水防法に規定する浸水想定区域 （河川整備において基本となる降雨に伴う洪水により河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したもの）
	○想定最大規模降雨（L2） ・洪水浸水想定区域 ・浸水継続時間 ・家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）	水防法に規定する浸水想定区域 （想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したもの）
	（対象河川） 利根川水系利根川 利根川水系根木名川 利根川水系高崎川 利根川水系大須賀川・派川大須賀川・上八間川・下八間川 利根川水系派川根木名川・尾羽根川 利根川水系十日川・派川十日川 利根川水系長門川・旧長門川	
内水	○計画規模降雨 ・内水浸水想定区域 ○想定最大規模降雨 ・内水浸水想定区域	—
土砂災害	○土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律に規定
	○土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律に規定
	○急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定
	○大規模盛土造成地	大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドラインにより抽出された盛土造成地

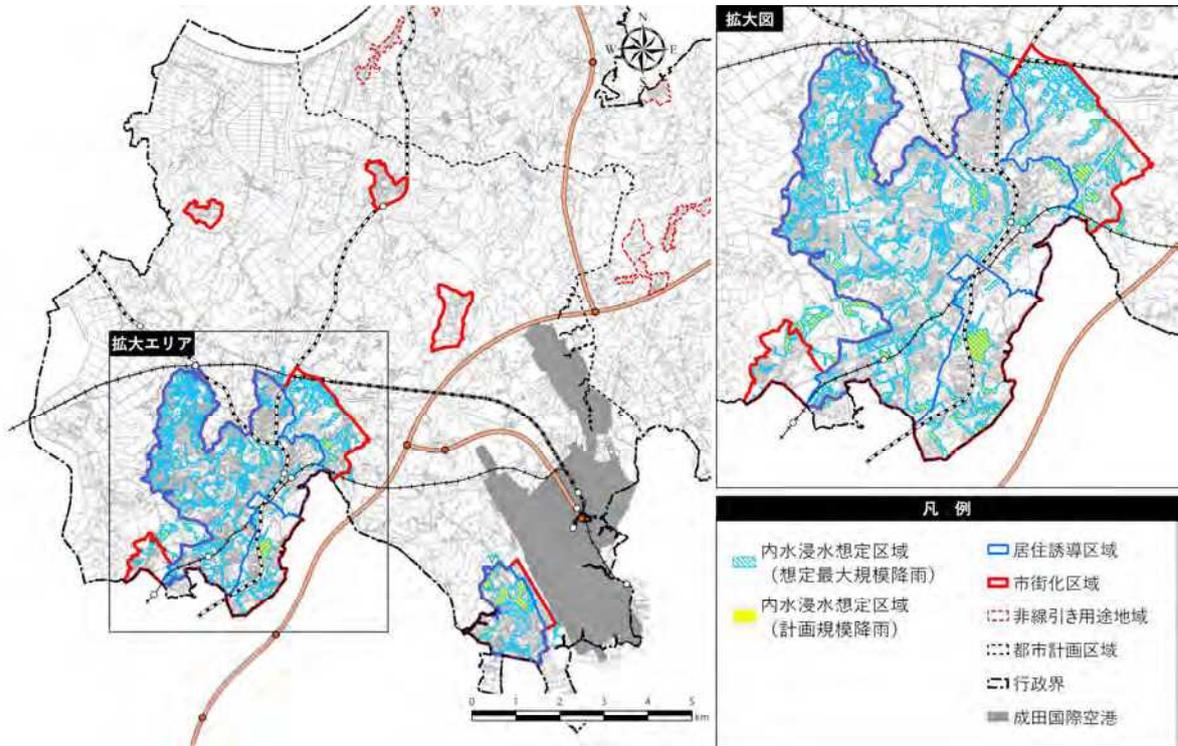
【主要河川における計画規模降雨と想定最大規模降雨の規模等の比較】

主要河川	計画規模降雨	想定最大規模降雨
利根川水系利根川	200年に1回程度	1,000年に1回程度
	72時間総雨量が336mm	72時間総雨量が491mm
利根川水系根木名川	50年に1回程度	1,000年に1回程度
	24時間総雨量が245.2mm	24時間総雨量が668.4mm
利根川水系高崎川	50年に1回程度	1,000年に1回程度
	24時間総雨量が206mm	24時間総雨量が668.7mm

【本市における災害ハザードの分布状況（水害・洪水）】

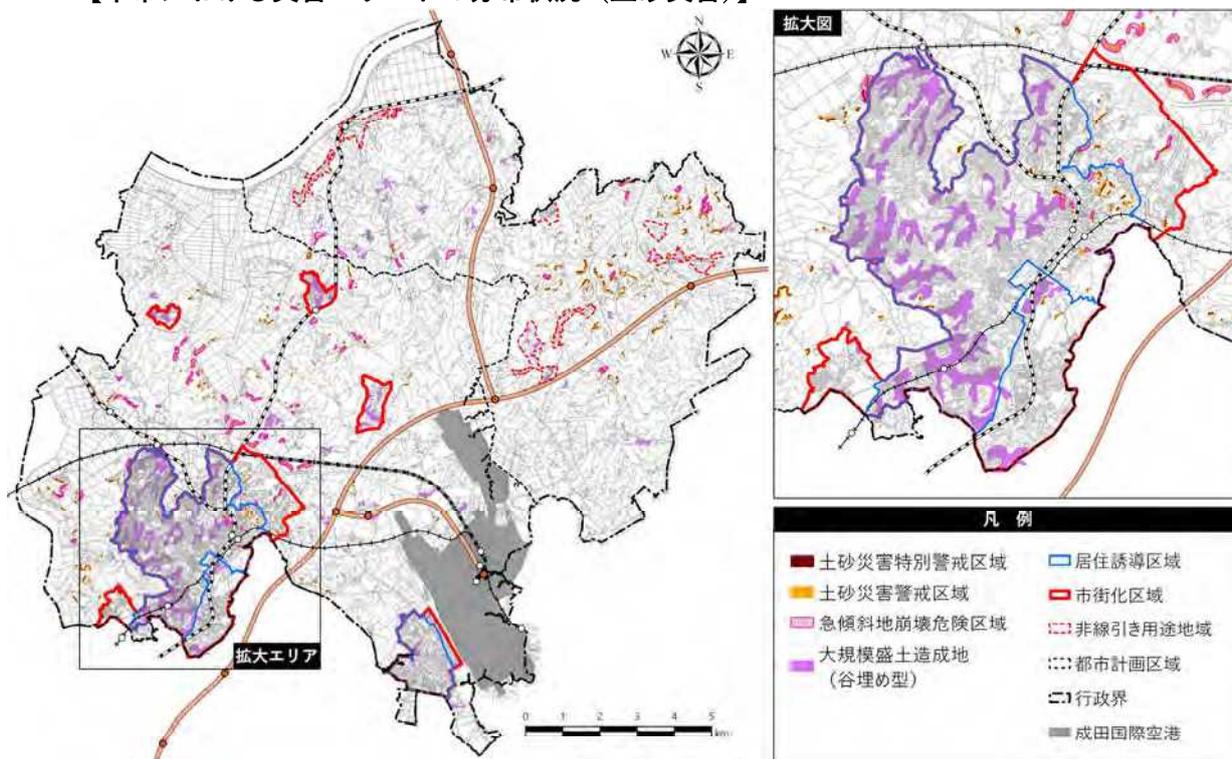


【本市における災害ハザードの分布状況（水害・内水）】



※内水浸水想定区域の作成範囲は、成田駅を中心とした市街化区域、三里塚地区の市街化区域及び久住中央地区の市街化区域のみ

【本市における災害ハザードの分布状況（土砂災害）】



3. 災害リスクの高い地区の抽出

(1) 各種災害により想定される被害の整理

①洪水及び内水

洪水及び内水による浸水被害については、2階への垂直避難が困難となる「浸水深3m」を超えているかが、人的被害のリスクが高まる一つの目安とされています。

このようなリスクを踏まえ、本市では洪水及び内水の浸水想定区域（想定最大規模降雨）の浸水深3m以上の区域については、居住誘導区域から原則除外するとともに、市街化調整区域においては連たんによる開発を原則許可しないこととしています。

家屋倒壊等氾濫想定区域は、家屋が倒壊・流出する恐れがあり、洪水浸水想定区域内において特に災害リスクが高い区域となっています。

また、洪水による浸水継続時間が長時間となる場合、特に「3日以上」孤立した場合、備蓄が不足し、健康障害の発生や最悪の場合は生命の危機が生じる恐れがあるとされています。

【水災害（洪水及び内水）により想定される被害等の整理】

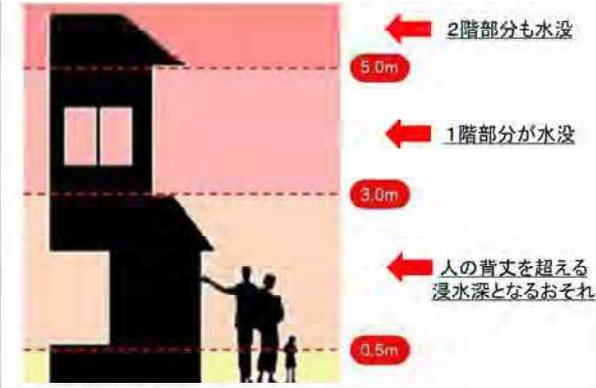
種別	目安	想定される被害等
洪水及び内水（出典：立地適正化計画作成の手引き）		
浸水深	5 m	一般的な家屋の2階が水没する
	3 m	一般的な家屋の床下部分に相当し、浸水深3mを上回ると2階への垂直避難が困難になる
	2 m	人の背丈を超える浸水深となる
	0.5m	屋外への避難が困難となり孤立する可能性がある
家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸侵食）	堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食により家屋が倒壊・流失する恐れがある	
浸水継続時間	3日以上	飲料水や食料が不足し、健康障害の発生や最悪の場合は生命の危機が生じる恐れがある

※家屋倒壊等氾濫想定区域及び浸水継続時間は洪水浸水想定区域内のみに該当

【洪水及び内水の浸水想定区域における浸水深及び浸水継続時間に関する参考指標】

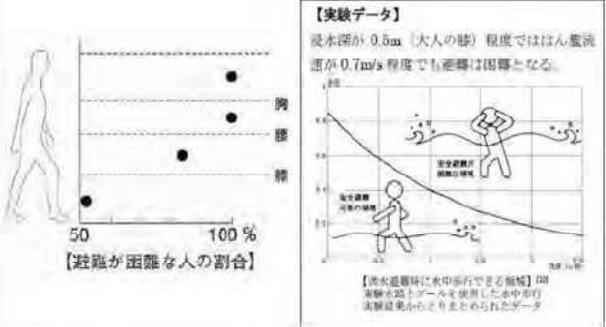
浸水深と人的被害のリスク

浸水による人的被害のリスクの程度を、浸水深から検討することが考えられる。一般的な家屋の2階が水没する浸水深5mや、2階床下部分に相当する浸水深3mを超えているか一つの目安となる。2階への垂直避難が困難な居住者の有無にも注意することが重要である。



浸水深・流速と避難行動について

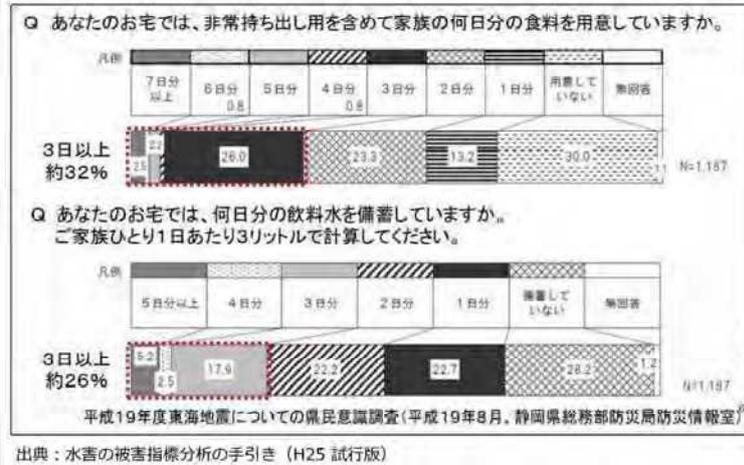
避難行動時における被災リスクの程度を、浸水深や流速から検討することが考えられる。関川水害(H7)における調査結果によれば、浸水深が膝(0.5m)以上になると、殆どの人が避難困難であったとされる。また、実験では、0.5mの水深では流速が0.7m/sでも避難は困難となり、流速が2.0m/sを超えると水深が0.2m程度でも避難が困難となるとされる。また、伊勢湾台風の際に避難した人のアンケートでは、小学校5~6年生では、水深0.2m以上になると避難が困難になるというデータもある。



浸水継続時間と避難生活環境

各家庭における飲料水や食料等の備蓄は、3日以内の家庭が多いものと推察され、3日以上孤立すると飲料水や食料等が不足し、健康障害の発生や最悪の場合には生命の危機が生じる恐れがある。

このため、浸水継続時間が長く長期の孤立が想定される地域の有無に注意する必要がある。

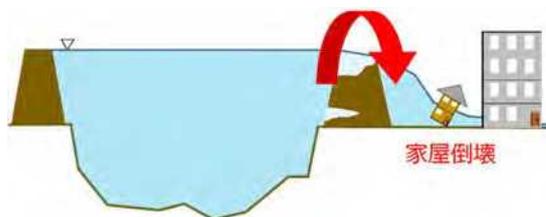


出典：立地適正化計画作成の手引き(国土交通省)

【洪水浸水想定区域における家屋倒壊等氾濫想定区域の概要】

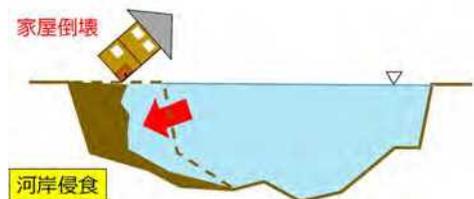
■家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)

- 洪水の浸水深と流速から、木造家屋の倒壊等をもたらす氾濫流が発生するおそれのある区域
- ⇒木造の建築物が倒壊するリスクが高い



■家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)

- 洪水により、家屋の基礎を支える地盤が流出するような河岸浸食が発生するおそれのある区域
- ⇒木造・非木造の建築物が倒壊するリスクが高い



②土砂災害

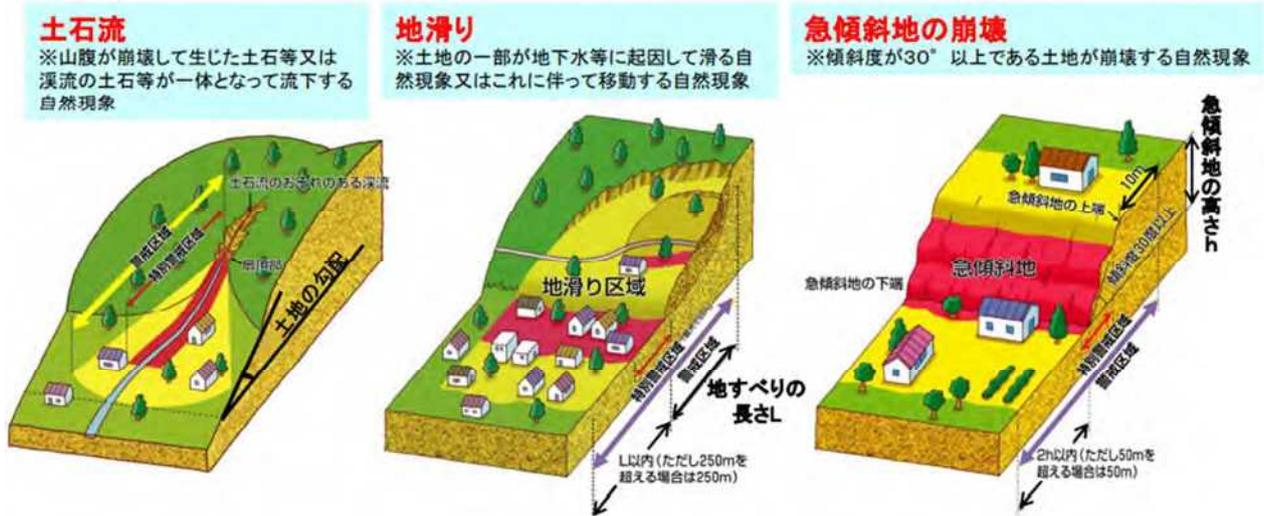
大雨時に土石流、急傾斜地の崩壊等といった土砂災害のおそれがある区域は、土砂災害警戒区域等に指定されています。

土砂災害は、以下に示すレッドゾーンとイエローゾーンの2種類が指定されており、レッドゾーンは特に災害リスクが高く、都市再生特別措置法に基づき、原則として居住誘導区域に含めないこととしています。イエローゾーンは、都市計画運用指針において総合的に勘案し、適切で無いと判断される場合は、原則として含めないこととされています。

土砂災害（レッドゾーン）	
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊によって一定以上の人家や公共施設が被害を受けるおそれがある
土砂災害（イエローゾーン）	
土砂災害警戒区域	土砂災害のおそれがある

※本市には令和4年9月末時点では地すべり防止区域の指定はありません。

【土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定範囲イメージ】



出典：立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）

(2) 洪水及び内水による災害リスクの高い地区の抽出

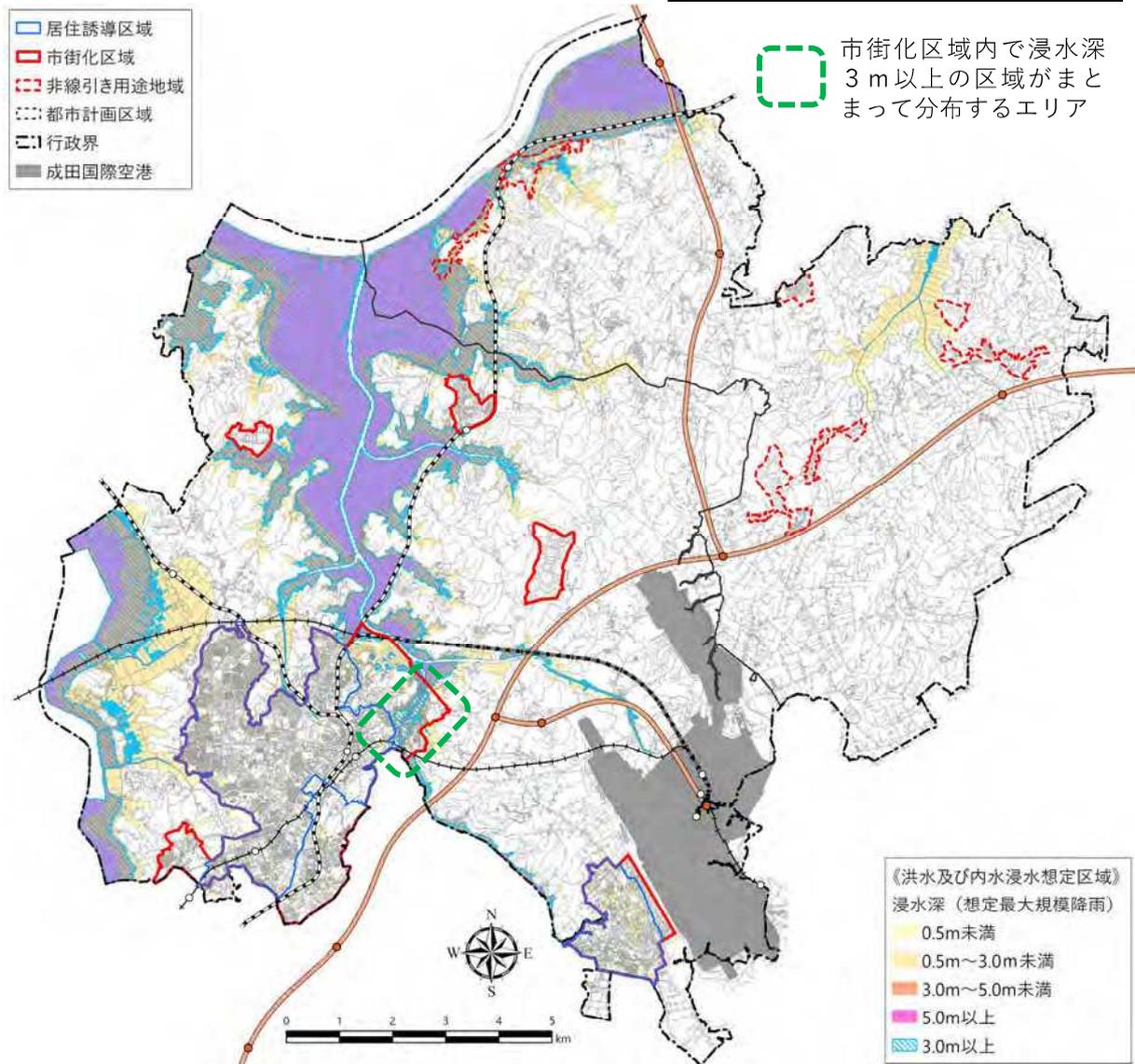
洪水及び内水により想定される被害の整理を踏まえ、災害リスクの高い地区を抽出します。

① 垂直避難が困難と想定される浸水深3 m以上の地区の抽出

洪水及び内水の浸水想定区域（想定最大規模降雨）における浸水深3 m以上の指定区域のうち約98%が市街化調整区域及び非線引き白地地域に集中しており、利根川や根木名川の沿岸及び印旛沼周辺に分布しています。

一方、都市的土地利用が進展している成田駅周辺の市街化区域内の根木名川沿岸においても浸水深3 m以上の区域が指定されています。

定量結果概要		
【浸水深3.0m以上の指定面積】(ha)		
区域	面積	割合
市街化区域	45.9	1.5%
居住誘導区域内	0.7	0.0%
居住誘導区域外	45.2	1.5%
非線引き用途地域	13.8	0.5%
市街化調整区域	2,224.3	73.5%
非線引き白地地域	742.9	24.5%
計	4,504.3	100.0%

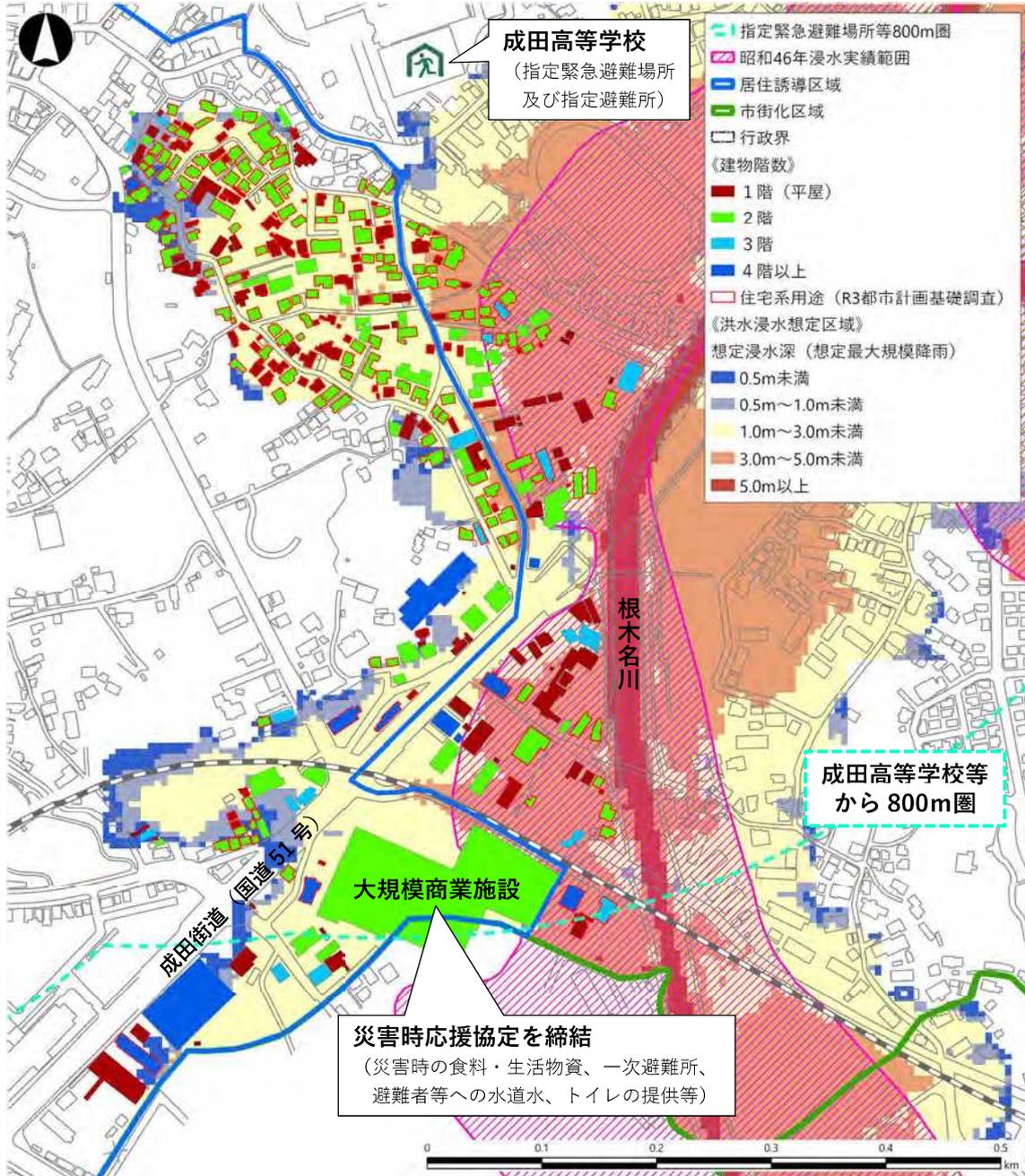


○成田駅周辺の市街化区域における浸水深3m以上の地区の災害リスク分析

成田駅周辺の市街化区域のうち、根木名川沿岸において以下のとおり浸水深3m以上の洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨）が指定されており、当該区域は昭和46（1971）年の台風被害により浸水した区域と概ね一致しており、災害リスクが高い区域と想定されます。

そのため、本計画の中間見直しにあたり、災害リスクの回避の観点から浸水深3m以上の区域を居住誘導区域から除外しました。また、浸水深3m以上の区域では平屋の住宅系建物も一部立地しており、垂直避難が困難と想定されるため、徒歩圏に立地する避難場所（成田高等学校）への避難行動の事前周知徹底や災害時応援協定を締結している民間事業者との連携等により、水害リスクの低減を図るものとします。

【成田駅周辺の市街化区域における洪水浸水想定区域と建物利用現況等の重ね合わせ図】

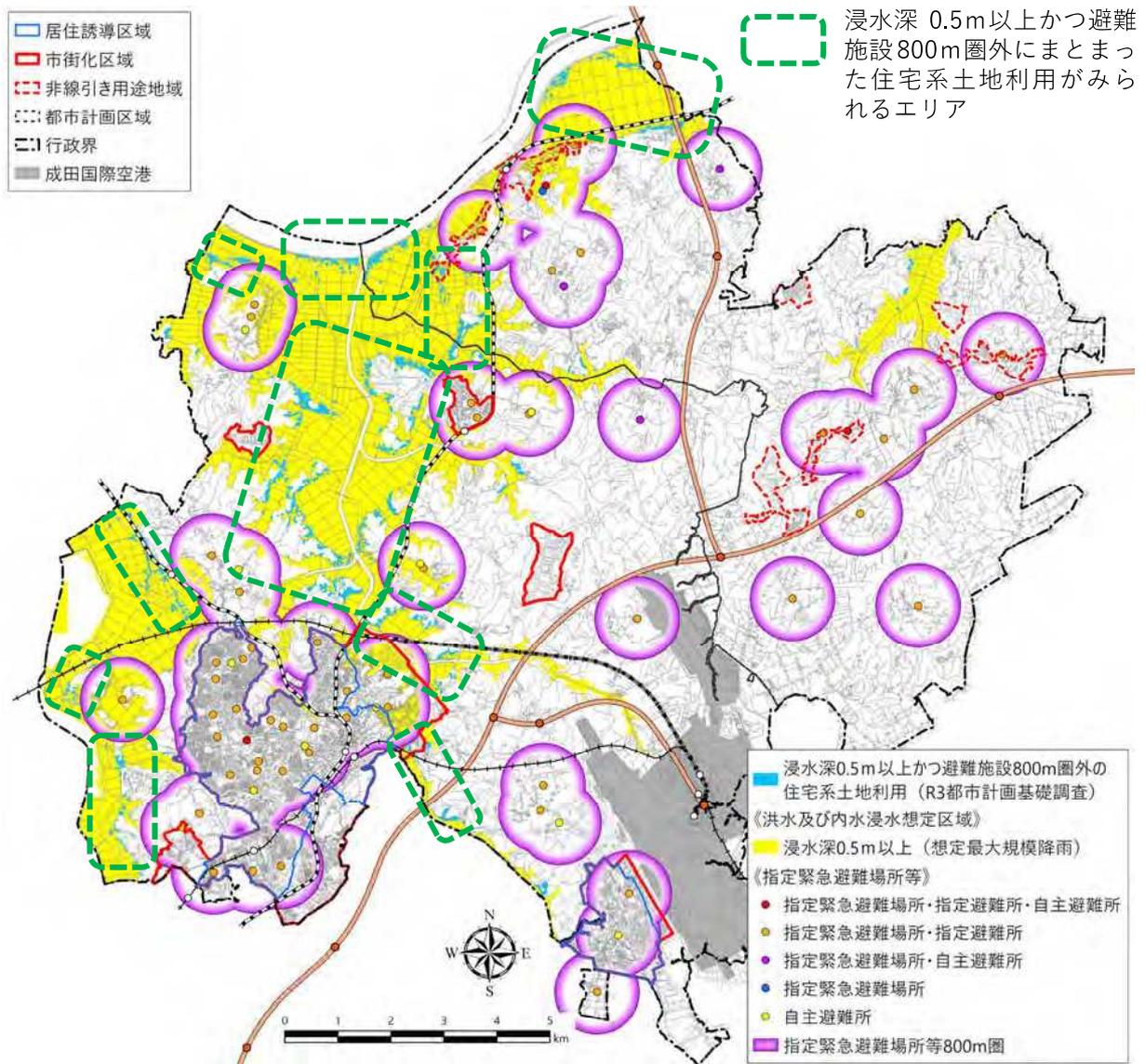


②水平避難する際に避難施設が徒歩圏に分布していない地区の抽出

洪水及び内水の浸水想定区域（想定最大規模降雨）における浸水深0.5m以上の指定区域内で、水平避難する際に避難施設が徒歩圏に分布していない住宅系土地利用の分布状況を見ると、約97%が市街化調整区域及び非線引き白地地域に分布しています。

これらの地区では、避難行動の事前周知徹底を図り、災害発生前の早い段階から周辺の高台や避難場所への迅速な避難を促すことが必要です。

定量結果概要		
【浸水深0.5m以上かつ避難施設800m圏外の住宅系土地利用面積】(ha)		
区域	面積	割合
市街化区域	1.0	0.5%
居住誘導区域内	0.0	0.0%
居住誘導区域外	1.0	0.5%
非線引き用途地域	3.7	1.8%
市街化調整区域	156.5	77.8%
非線引き白地地域	39.8	19.8%
計	163.5	100.0%

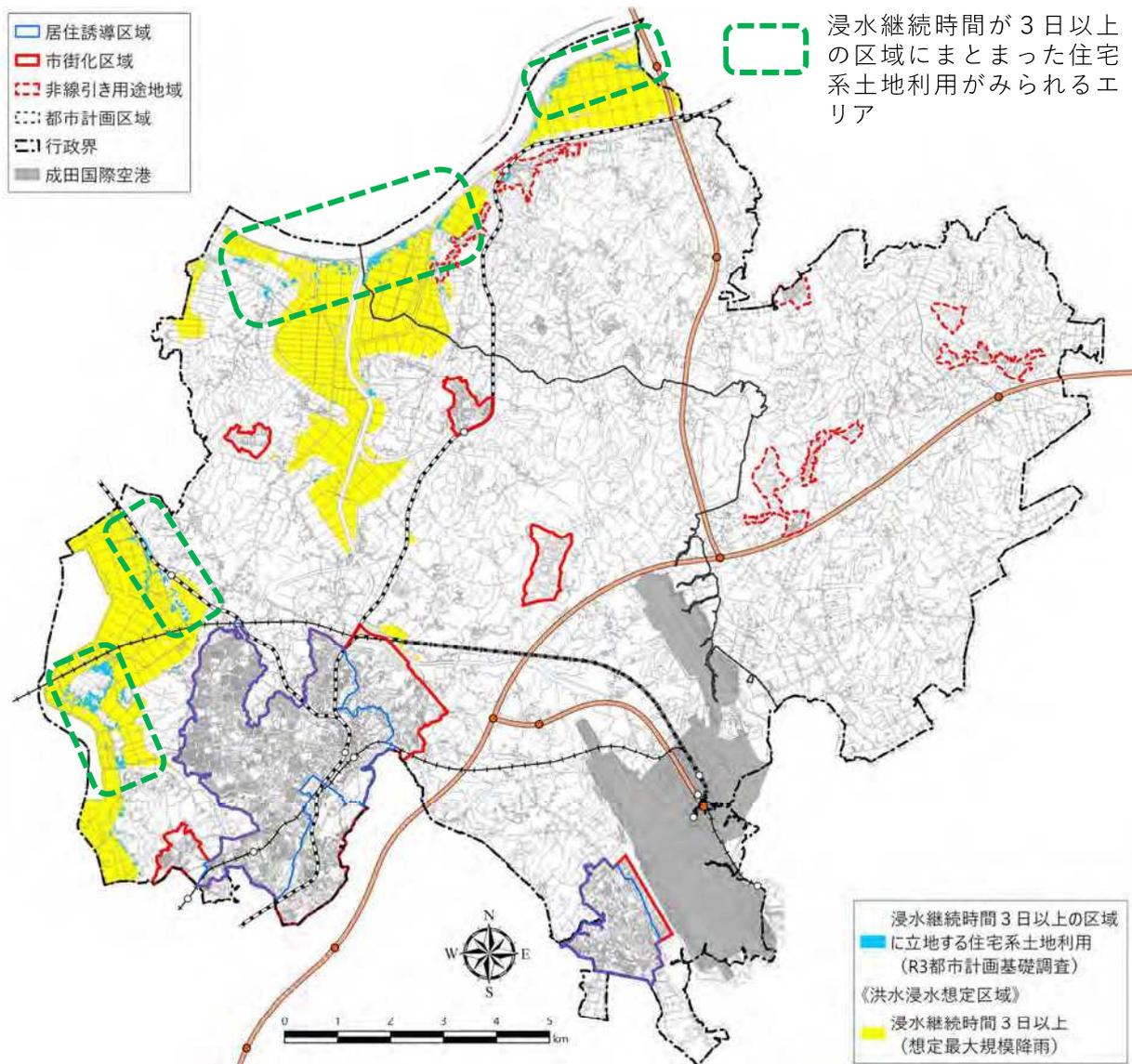


③浸水により長時間（3日以上）孤立する恐れのある地区の抽出

洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨）における浸水継続時間が3日以上となる区域内の住宅系土地利用の分布状況を見ると、約94%が市街化調整区域及び非線引き白地地域に分布しています。

これらの地区では、自宅等において垂直避難が可能な場合でも備蓄不足等により健康被害が生じる恐れがあることから、地区外への迅速な避難を促すことが必要です。

定量結果概要		
【浸水継続時間3日以上に立地する住宅系土地利用面積】(ha)		
区域	面積	割合
市街化区域	0.0	0.5%
居住誘導区域内	0.0	0.0%
居住誘導区域外	0.0	0.0%
非線引き用途地域	2.3	5.8%
市街化調整区域	15.9	39.9%
非線引き白地地域	21.7	54.3%
計	39.9	100.0%

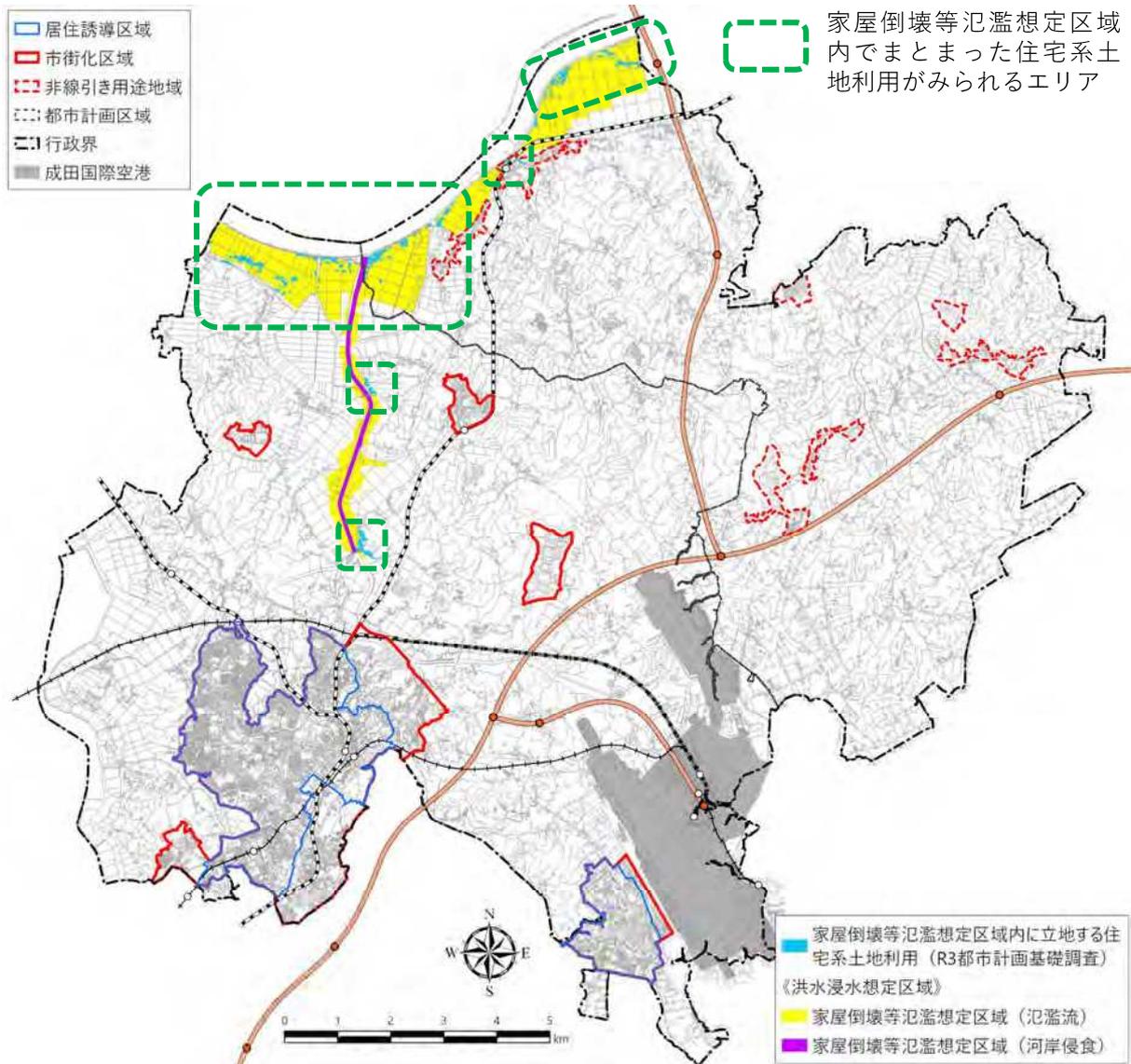


④氾濫流や河岸侵食により家屋に被害が生じる恐れがある地区の抽出

洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨）における家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流及び河岸侵食）内の住宅系土地利用の分布状況をみると、約94%が市街化調整区域及び非線引き白地地域に分布しています。

家屋倒壊等氾濫想定区域は、家屋への甚大な被害が想定され、特に警戒が必要な区域であることから、避難行動の事前周知徹底を図り、災害発生前の早い段階から迅速な避難を促すことが必要です。

定量結果概要		
【家屋倒壊等氾濫想定区域内に立地する住宅系土地利用面積】(ha)		
区域	面積	割合
市街化区域	0.0	0.0%
居住誘導区域内	0.0	0.0%
居住誘導区域外	0.0	0.0%
非線引き用途地域	3.0	6.1%
市街化調整区域	23.8	48.5%
非線引き白地地域	22.3	45.4%
計	49.2	100.0%



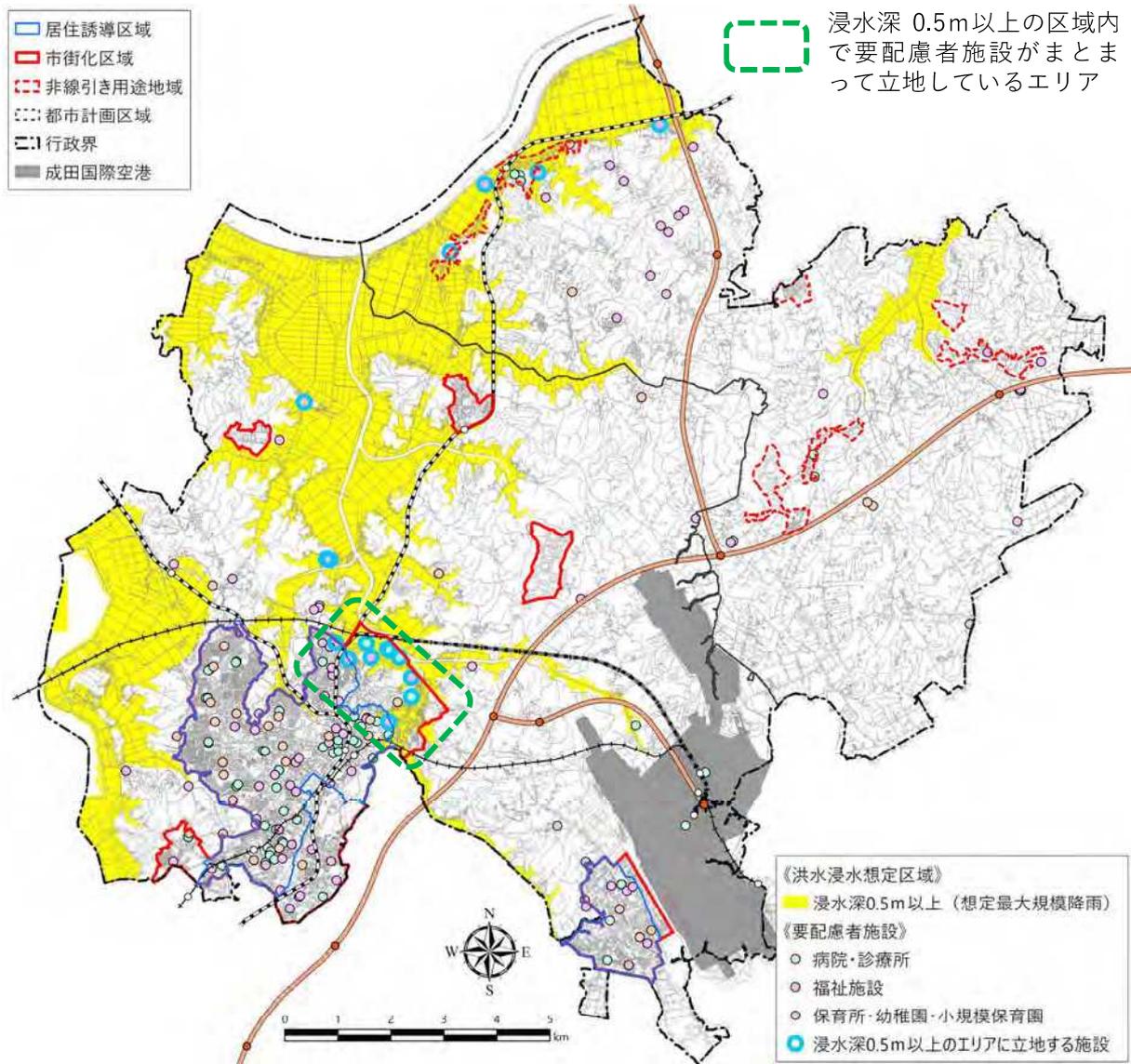
⑤要配慮者施設にリスクがある地区の抽出

成田駅周辺の市街化区域内の浸水想定区域において要配慮者施設がまとまって立地しています。

これらの施設は「成田市地域防災計画」に基づき、避難確保計画の作成、避難訓練の実施等について、施設所有者または管理者と連携して進めることが必要です。

※要配慮者：「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」（災害対策基本法第8条第2項第15号）

定量結果概要		
【浸水深0.5m以上の区域内における要配慮者施設の立地数】		
区域	施設数	割合
市街化区域	10	55.6%
居住誘導区域内	2	11.1%
居住誘導区域外	8	44.4%
非線引き用途地域	1	5.6%
市街化調整区域	4	22.2%
非線引き白地地域	3	16.7%
計	18	100.0%



(3) 土砂災害による災害リスクの高い地区の抽出

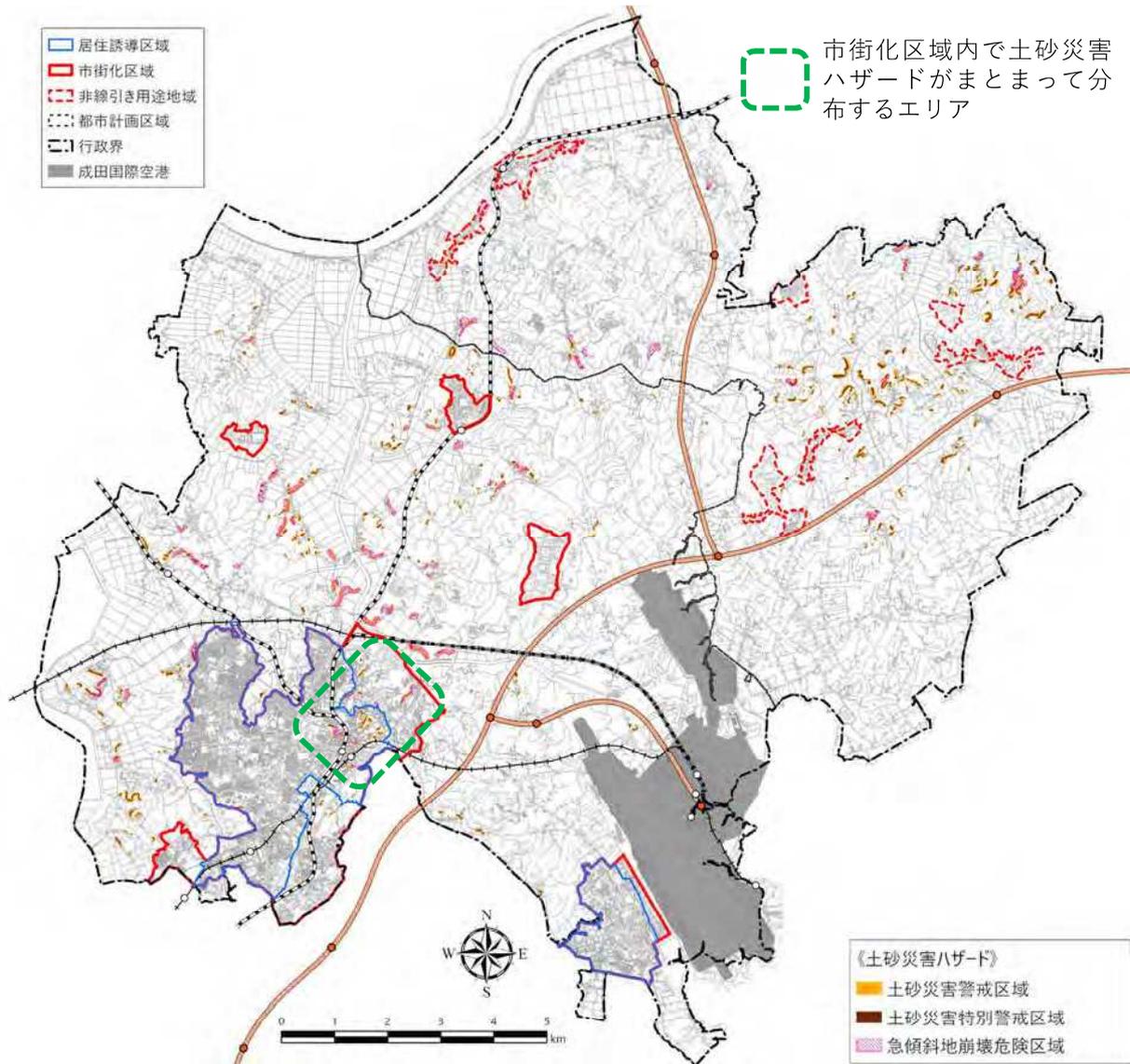
土砂災害により想定される被害の整理を踏まえ、災害リスクの高い地区を抽出します。

①土砂災害の被害を受けるおそれがある地区の抽出

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域の分布状況を見ると、各区域の指定面積の約92～93%が市街化調整区域及び非線引き白地地域に分布しています。

一方、成田駅周辺の市街化区域内においては、土砂災害ハザードがまとまって指定されています。

定量結果概要						
【土砂災害ハザードの指定面積】(左：ha、右：割合)						
区域	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		急傾斜地崩壊危険区域	
市街化区域	20.1	7.5%	4.8	6.6%	4.7	4.9%
居住誘導区域内	13.2	4.9%	3.0	4.2%	2.5	2.6%
居住誘導区域外	6.9	2.6%	1.8	2.5%	2.2	2.3%
非線引き用途地域	1.2	0.4%	0.2	0.3%	2.2	2.3%
市街化調整区域	135.1	50.6%	32.5	45.0%	55.3	57.2%
非線引き白地地域	110.6	41.4%	34.7	48.1%	34.5	35.7%
計	267.0	100.0%	72.2	100.0%	96.7	100.0%



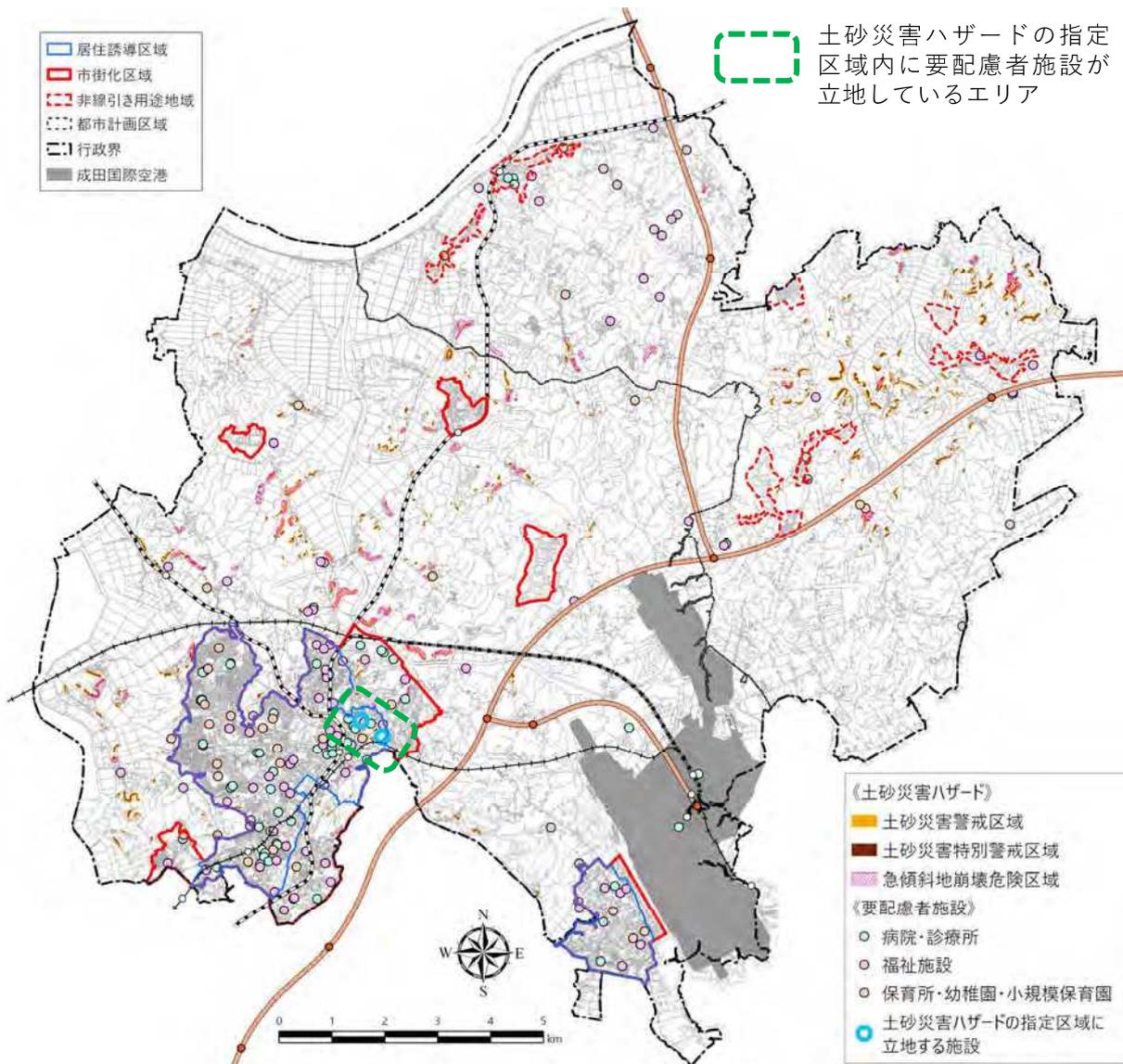
②要配慮者施設にリスクがある地区を確認

成田駅周辺の居住誘導区域内の土砂災害警戒区域において要配慮者施設が立地しています。

これらの施設は「成田市地域防災計画」に基づき、避難確保計画の作成、避難訓練の実施等について、施設所有者または管理者と連携して進めることが必要です。

※要配慮者：「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」（災害対策基本法第8条第2項第15号）

定量結果概要		
【土砂災害ハザードの指定区域内における要配慮者施設の立地数】		
区域	施設数	割合
市街化区域	3	100.0%
居住誘導区域内	3	100.0%
居住誘導区域外	0	0.0%
非線引き用途地域	0	0.0%
市街化調整区域	0	0.0%
非線引き白地地域	0	0.0%
計	3	100.0%



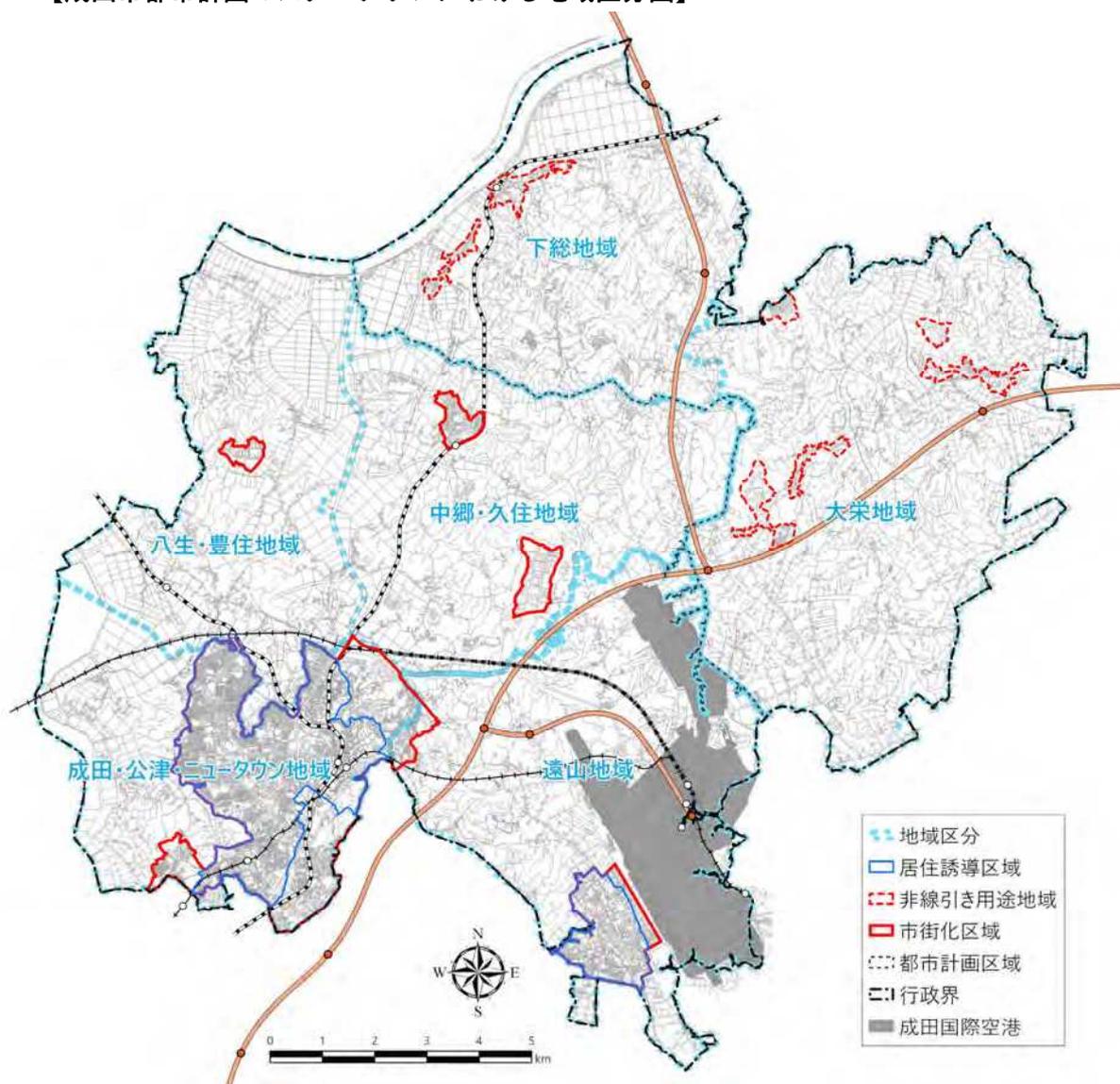
4. 地域ごとの防災上の課題の整理

災害リスクの高い地区の抽出を踏まえ、今後必要となる防災・減災対策の方向性を定めるため、地域ごとの防災上の課題を整理します。

「成田市都市計画マスタープラン」との整合を図るため、地域単位は、都市計画マスタープランにおける地域区分（6地域）とします。

地域ごとの防災上の課題を次ページに整理します。

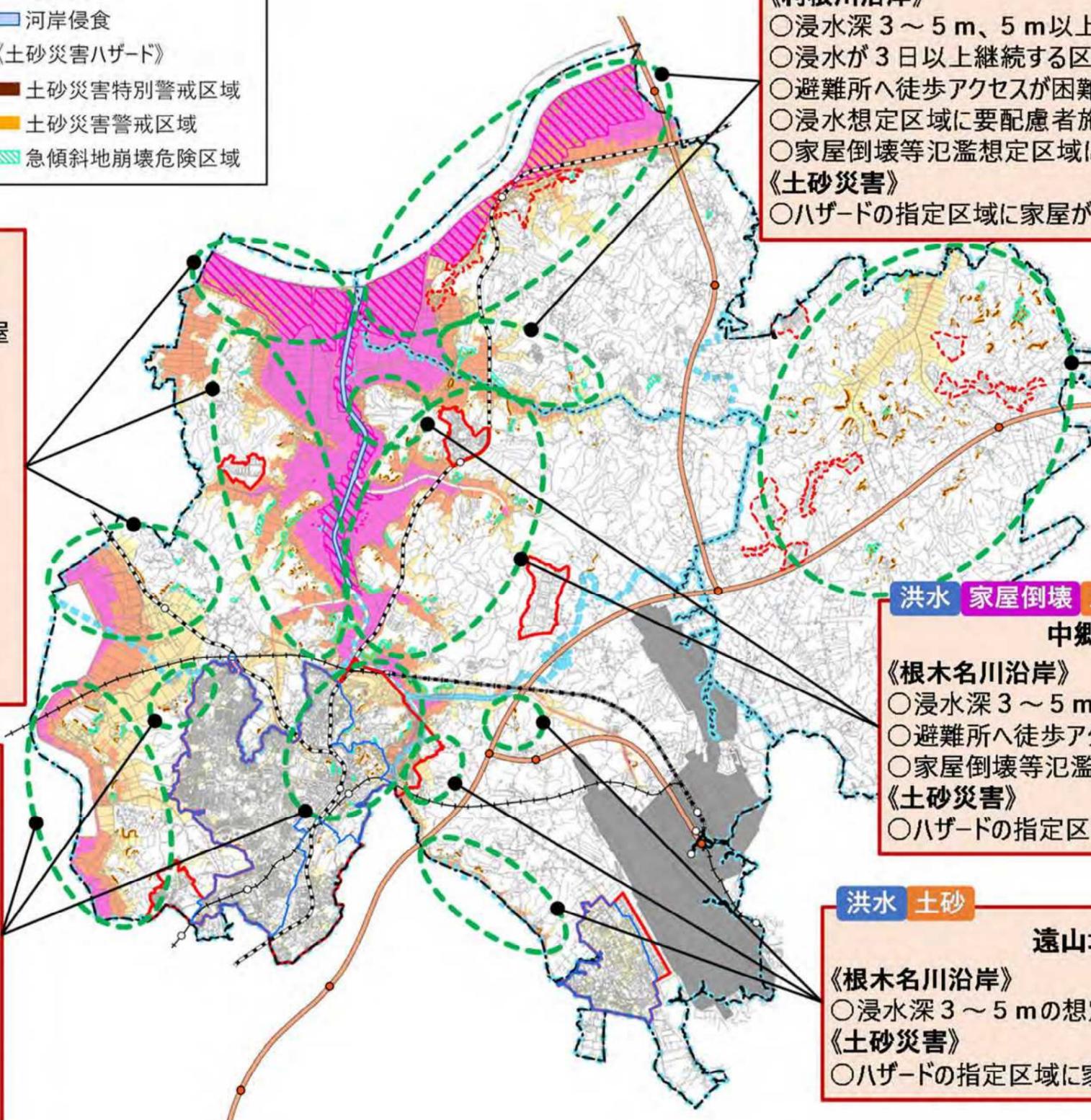
【成田市都市計画マスタープランにおける地域区分図】



【地域ごとの防災上の課題整理】

《区域》	《洪水及び内水浸水想定区域》	《家屋倒壊等氾濫想定区域》
--- 非線引き用途地域	浸水深（想定最大規模降雨）	氾濫流
■ 市街化区域	0.5m未満	■ 河岸侵食
--- 都市計画区域	0.5m～3.0m未満	《土砂災害ハザード》
--- 行政区界	3.0m～5.0m未満	■ 土砂災害特別警戒区域
--- 地域区分	5.0m以上	■ 土砂災害警戒区域
■ 成田国際空港		■ 急傾斜地崩壊危険区域

各災害ハザード情報の整理により、災害リスクが高いとされるエリア



洪水 家屋倒壊 土砂
下総地域
 《利根川沿岸》
 ○浸水深3～5m、5m以上の想定区域に家屋が分布
 ○浸水が3日以上継続する区域に家屋が分布
 ○避難所へ徒歩アクセスが困難な区域が存在
 ○浸水想定区域に要配慮者施設が立地
 ○家屋倒壊等氾濫想定区域に家屋が分布
 《土砂災害》
 ○ハザードの指定区域に家屋が分布

洪水 家屋倒壊 土砂
八生・豊住地域
 《利根川沿岸》
 ○浸水深3～5m、5m以上の想定区域に家屋が分布
 ○浸水が3日以上継続する区域に家屋が分布
 ○避難所へ徒歩アクセスが困難な区域が存在
 ○家屋倒壊等氾濫想定区域に家屋が分布
 《印旛沼沿岸・根木名川沿岸》
 ○浸水深3～5mの想定区域に家屋が分布
 ○浸水が3日以上継続する区域に家屋が分布
 ○浸水想定区域に要配慮者施設が立地
 ○避難所へ徒歩アクセスが困難な区域が存在
 《土砂災害》
 ○ハザードの指定区域に家屋が分布

土砂
大栄地域
 《土砂災害》
 ○ハザードの指定区域に家屋が分布

洪水 家屋倒壊 土砂
中郷・久住地域
 《根木名川沿岸》
 ○浸水深3～5mの想定区域に家屋が分布
 ○避難所へ徒歩アクセスが困難な区域が存在
 ○家屋倒壊等氾濫想定区域に家屋が分布
 《土砂災害》
 ○ハザードの指定区域に家屋が分布

洪水 土砂
成田・公津・ニュータウン地域
 《根木名川沿岸》
 ○浸水深3～5mの想定区域に家屋が分布
 ○浸水想定区域に要配慮者施設が立地
 《印旛沼沿岸》
 ○浸水深3～5mの想定区域に家屋が分布
 ○浸水が3日以上継続する区域に家屋が分布
 ○避難所へ徒歩アクセスが困難な区域が存在
 《土砂災害》
 ○ハザードの指定区域に家屋や要配慮者施設が立地

洪水 土砂
遠山地域
 《根木名川沿岸》
 ○浸水深3～5mの想定区域に家屋が分布
 《土砂災害》
 ○ハザードの指定区域に家屋が分布

5. 防災まちづくりの取組方針の検討

国土交通省の「立地適正化計画の手引き」においては、「**災害リスクの回避**」及び「**災害リスクの低減（ソフト・ハード）**」の2つの取組方針が示されています。

本計画における防災まちづくりの取組方針は、「立地適正化計画の手引き」に示された方針を参考としつつ、防災上の課題を踏まえて**4つの取組方針（危険回避、ハード整備、避難対策、情報発信）**に分類・整理します。

【防災まちづくりの取組方針の分類】

		取組方針
災害リスクの回避		危険回避
災害リスクの低減	ハード	ハード整備 避難対策
	ソフト	情報発信

危険回避：災害リスクが高い区域における被害を回避する取組を実施

災害リスクが高い区域は居住誘導区域から除外するとともに、都市再生特別措置法第88条の規定に基づく届出の際には災害リスクの情報を周知するなど、被害を回避する取組を実施します。

ハード整備：災害による被害軽減に資する防災施設の整備を実施

河川洪水等による浸水を抑制するため、国や県と連携を図りながら河川整備を推進するとともに、排水施設や都市インフラの強靱化を図ります。

土砂災害のリスクが高い区域では、災害による被害を軽減するための急傾斜地崩壊対策事業や崖地対策工事の助成等を継続して実施します。

避難対策：市全域で迅速に避難できる取組を実施

本市では、特に市街化調整区域や非線引き都市計画区域において災害リスクの高い地域が分布しており、市全域で災害発生時に迅速に避難ができるよう、避難所の整備や防災体制の構築に資する取組を実施します。

情報発信：災害リスクを市民に広く周知する情報発信を実施

本市で想定される災害リスクに関する情報を分かりやすく発信し、自らが住む・働く地域における災害リスクを十分に理解してもらい、自助、共助の重要性等の防災意識の向上に資する取組を実施します。

【地域ごとの防災上の課題に対する取組方針】

地域ごとの防災上の課題			取組方針			
			危険回避	ハード整備	避難対策	情報発信
成田・公津・ニュータウン地域						
洪水	根木名川沿岸	浸水深3～5mの想定区域に家屋が分布	○	○	○	○
		浸水想定区域に要配慮者施設が立地			○	○
洪水	印旛沼沿岸	浸水深3～5mの想定区域に家屋が分布	○		○	○
		浸水が3日以上継続する区域に家屋が分布			○	○
		避難所へ徒歩アクセスが困難な区域が存在			○	○
土砂	ハザードの指定区域に家屋や要配慮者施設が立地			○	○	○
八生・豊住地域						
洪水	利根川沿岸	浸水深3～5m、5m以上の想定区域に家屋が分布	○	○	○	○
		浸水が3日以上継続する区域に家屋が分布			○	○
		避難所へ徒歩アクセスが困難な区域が存在			○	○
家屋倒壊	家屋倒壊等氾濫想定区域に家屋が分布		○		○	○
洪水	根木名川沿岸	浸水深3～5mの想定区域に家屋が分布	○	○	○	○
		避難所へ徒歩アクセスが困難な区域が存在			○	○
		浸水想定区域に要配慮者施設が立地			○	○
洪水	印旛沼沿岸	浸水深3～5mの想定区域に家屋が分布	○		○	○
		浸水が3日以上継続する区域に家屋が分布			○	○
		避難所へ徒歩アクセスが困難な区域が存在			○	○
土砂	ハザードの指定区域に家屋が分布			○	○	○
中郷・久住地域						
洪水	根木名川沿岸	浸水深3～5mの想定区域に家屋が分布	○	○	○	○
		避難所へ徒歩アクセスが困難な区域が存在			○	○
家屋倒壊	家屋倒壊等氾濫想定区域に家屋が分布		○		○	○
土砂	ハザードの指定区域に家屋が分布			○	○	○
遠山地域						
洪水	根木名川沿岸	浸水深3～5mの想定区域に家屋が分布	○	○	○	○
土砂	ハザードの指定区域に家屋が分布			○	○	○
下総地域						
洪水	利根川沿岸	浸水深3～5m、5m以上の想定区域に家屋が分布	○	○	○	○
		浸水が3日以上継続する区域に家屋が分布			○	○
		避難所へ徒歩アクセスが困難な区域が存在			○	○
		浸水想定区域に要配慮者施設が立地			○	○
家屋倒壊	家屋倒壊等氾濫想定区域に家屋が分布		○		○	○
土砂	ハザードの指定区域に家屋が分布			○	○	○
大栄地域						
土砂	ハザードの指定区域に家屋が分布			○	○	○

6. 具体的な取組及びスケジュールの検討

地区ごとの取組方針を踏まえ、具体的な取組及びスケジュールを以下に整理します。

具体的な取組	実施主体	実施地域	実施時期		
			短中期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
危険回避					
届出制度活用による災害リスクの周知	市	居住誘導区域外	→	→	→
災害ハザードエリア内の開発許可厳格化（市街化調整区域等）	市	市街化調整区域等	→	→	→
ハード整備					
河川整備等	利根川の整備（堤防整備、河道掘削等）	国	利根川流域	→	→
	県管理河川（根木名川水系）の整備	県	成田・公津・NT地域 八生・豊住地域 中郷・久住地域	→	→
	準用河川（10河川）の整備	市	全市	→	→
	利根川・江戸川流域治水プロジェクトの推進	国/県/市	利根川流域	→	→
排水施設整備	下水道施設（根木名川雨水支線・幹線）の整備	市	成田・公津・NT地域 八生・豊住地域 中郷・久住地域	→	→
	下水道施設（中継ポンプ場等）の耐震化・耐水化	市	全市	→	→
配水施設整備	配水場の改修整備	市	成田市水道事業区域	→	→
道路・橋りょう等整備	幹線道路網（市道）の整備	市	全市	→	→
	道路施設や橋りょうの老朽化対策・修繕の実施	市	全市	→	→
	生活道路や狭あい道路の拡幅整備	市	全市	→	→
土砂災害対策	急傾斜地における崩壊対策工事の実施	県/市	ハザードの指定区域等	→	→
	崖地整備に対する補助金の交付	市/事業者	ハザードの指定区域等	→	→
避難対策					
避難所等整備	福祉避難所の設置促進・要支援者の避難環境整備	市/事業者	全市	→	→
	太陽光発電・蓄電池の導入（小・中学校）	市	全市	→	→
	防災行政無線の更新・整備	市	全市	→	→
防災体制の構築等	要配慮者施設の避難確保計画作成・避難訓練実施	市/事業者	全市	→	→
	防災用品備蓄の充実	市	全市	→	→
	災害対策本部実施体制の充実強化	市	全市	→	→
	民間事業者との災害時応援協定等の締結促進	市/事業者	全市	→	→
	マイ・タイムライン（避難行動計画）の作成支援	市/市民	全市	→	→
	自主防災組織の結成や活動の支援	市/市民	全市	→	→
情報発信					
各種ハザードマップの作成・周知	市	全市	→	→	→
洪水タイムライン（利根川、根木名川）の周知	市	全市	→	→	→
多様な手段による災害情報の伝達	市	全市	→	→	→

(1) 取組方針 **危険回避** の具体的な取組

届出制度活用による災害リスクの周知【市】
都市の防災・減災機能の向上に向けて、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に指定された区域では、都市再生特別措置法第88条の規定に基づく届出に際して災害リスクの周知を行い、新たな住宅の立地抑制に努めています。
災害ハザードエリア内の開発許可厳格化【市】
都市計画法（令和2（2020）年6月改正、令和4（2022）年4月施行）に基づき、都市計画区域内の災害レッドゾーンにおける開発行為については原則許可しないこととしています。また、市街化調整区域内の災害イエローゾーンにおける開発行為については、成田市開発行為等の基準に関する条例により厳格化を図っています。

(2) 取組方針 **ハード整備** の具体的な取組

【河川整備】

利根川の整備（堤防整備、河道掘削等）【国】【利根川流域】
利根川沿岸における浸水被害の軽減を図るため、「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」に基づき、氾濫を防ぐ・軽減するためのハード対策である利根川の堤防整備、河道掘削等を促進しています。
県管理河川（根木名川水系）の整備【県】【成田・公津・NT、八生・豊住、中郷・久住地域】
根木名川水系沿岸における浸水被害の軽減を図るため、「利根川水系手賀沼・印旛沼・根木名川圏域 河川整備計画」に基づき、氾濫を防ぐ・軽減するための対策である十日川、根木名川、派川根木名川・尾羽根川の河川整備（築堤・掘削・護岸・副水路工、河道拡幅）を促進しています。
準用河川（10河川）の整備【市】【全市】
準用河川沿岸における浸水被害の軽減を図るため、「成田市国土強靱化地域計画」に基づき、市が管理する10河川の計画的な整備及び日常の適切な管理により流下能力を確保しています。
利根川・江戸川流域治水プロジェクトの推進【国/県/市】【利根川流域】
利根川下流地域では「利根川下流治水協議会」を設置し、「利根川・江戸川流域治水プロジェクト」を策定・公表しており、本プロジェクトに基づき、流域の関係者とともに流域治水を計画的に推進しています。 ※流域治水プロジェクトは、流域全体で早急に実施すべき対策の全体像を示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速させるものです。

【排水施設整備】

下水道施設（根木名川雨水支線・幹線）の整備【市】【成田・公津・NT、八生・豊住、中郷・久住地域】
浸水による被害を最小限にするため、根木名川や江川における雨水支線・幹線等の下水道（雨水）施設の整備を促進しています。
下水道施設（中継ポンプ場等）の耐震化・耐水化【市】【全市】
下水道の根幹施設である中継ポンプ場の耐震化を着実に推進するとともに、河川氾濫時等の災害時に下水道施設が浸水しないよう、止水板等により浸水防災対策を講じるなどの耐水化を図っています。

【配水施設整備】

配水場の改修整備【市】【成田市水道事業区域】

水道事業では、11か所の配水場を所有し、多くの施設において老朽化や耐震性の課題を抱えていることから、「成田市水道事業施設更新計画」等に基づき、老朽化及び耐震強度に課題のある施設の改築更新を実施しています。

【道路・橋りょう等整備】

幹線道路網（市道）の整備【市】【全市】

国道や県道、公共施設等との連結的な役割を担う主要な市道を幹線道路として位置付け、「成田市幹線道路網整備計画」に基づき、幹線道路を計画的に整備することで、災害時における物資輸送道路としての機能を確保しています。

道路施設や橋りょうの老朽化対策・修繕の実施【市】【全市】

市が管理する道路施設や橋りょうについて、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、定期点検、老朽化対策や修繕を実施し、災害時における避難経路を確保しています。

生活道路や狭あい道路の拡幅整備【市】【全市】

日常生活で利用する生活道路について、利便性、安全性の向上を目的とした整備を行っています。また、幅員4m未満の道路に面した敷地で建築をする場合などに、道路から後退した用地の寄附を受け、測量・分筆業務、後退した用地の道路整備などを市が行う狭あい道路拡幅整備事業により、災害時の避難及び救急活動の円滑化を図っています。

【土砂災害対策】

急傾斜地における崩壊対策工事の実施【県/市】【ハザードの指定区域等】

千葉県と連携し、急傾斜地の崩壊による災害から市民の生命、財産を守るため、一定規模以上の危険な崖地に対して対策工事を実施しています。

崖地整備に対する補助金の交付【市/事業者】【ハザードの指定区域等】

個人が行う崖地対策工事に対して補助金を交付する崖地整備費補助事業を広く周知し、事業の活用を推進しています。

（3）取組方針 避難対策 の具体的な取組

【避難所等整備】

福祉避難所の設置促進・要支援者の避難環境整備【市/事業者】【全市】

「成田市総合保健福祉計画」に基づき、福祉避難所の設置を促進するとともに、福祉避難所マニュアルを改定し、要支援者のための施設整備や備品の備蓄など避難環境の整備を図ります。

太陽光発電・蓄電池の導入（小・中学校）【市】【全市】

「成田市学校施設長寿命化計画」等に基づき、新築、増築、建替えや長寿命化改修工事に合わせて、小・中・義務教育学校に太陽光パネル等を設置し、蓄電池を整備することで、避難所としての役割を担う学校の防災機能の強化を図っています。

防災行政無線の更新・整備【市】【全市】

騒音地域において貸与している防災行政無線のアナログ波対応戸別受信機をデジタル波対応に更新し、災害時等に確実な防災・災害情報の伝達を図っています。

【防災体制の構築等】

要配慮者施設の避難確保計画作成・避難訓練実施【市/事業者】【全市】
「成田市地域防災計画」に基づき、同計画に定められた洪水浸水想定区域内または土砂災害計画区域内の社会福祉施設、学校、医療施設等における避難確保計画の作成、避難訓練の実施等について、施設所有者または管理者と連携して進めています。
防災用品備蓄の充実【市】【全市】
「成田市備蓄計画」に基づき、地震等の大規模な災害が発生した場合を想定し、計画的に備蓄品や災害時に必要となる資機材などを購入しています。
災害対策本部実施体制の充実強化【市】【全市】
平時より、災害対策本部員、防災担当責任者及び防災担当者に対する訓練や研修を行うことにより、災害対策本部における応急対策活動を的確に実施するための体制を構築しています。
民間事業者との災害時応援協定等の締結促進【市/市民】【全市】
災害発生時に迅速に対応するため、各種応急復旧活動に関する人的・物的支援に関して様々な分野の民間事業者と災害時応援協定の締結を進めています。
マイ・タイムライン（避難行動計画）の作成支援【市/市民】【全市】
自主防災組織等と連携しながら、マイ・タイムラインを作成する機会を設け、マイ・タイムラインの作成を支援し、市民一人一人の防災意識向上を図っています。
自主防災組織の結成や活動の支援【市】【全市】
自主防災組織の結成を促進するとともに、防災訓練の実施や防災用品の備蓄など自主防災組織の活動を支援しています。

（４）取組方針 **情報発信** の具体的な取組

各種ハザードマップの作成・周知【市】【全市】
様々な災害において迅速かつ適切な避難行動をとることができるよう、各種ハザードマップによる情報周知の徹底を図るとともに、内水ハザードマップを作成します。
洪水タイムライン（利根川、根木名川）の周知【市】【全市】
災害時に関係機関が連携した対応を行うとともに、市民一人一人の防災意識向上を図るため、利根川下流河川事務所や県と連携して、利根川及び根木名川のタイムラインの周知を図っています。
多様な手段による災害情報の伝達【市】【全市】
防災行政無線やＬアラート、防災ポータルサイト、防災メール等多様な手段を通じ、市民が容易に必要な情報を入手できる環境の構築を図っています。

第7章 都市づくりの方針の実現に向けて

1. 都市づくりの方針の実現に向けた誘導施策

都市づくりの方針の実現に向けては、以下に定める誘導施策の推進を図ります。

【誘導施策一覧】

都市づくりの方針	誘導施策	実施エリア
魅力的な拠点形成に向けた高次都市機能の誘導	高次教育機能（大学）の誘導	都市機能誘導区域 （公津の杜地区）
	高次都市機能（複合交通・地域交流・観光交流機能）の誘導	都市機能誘導区域 （成田駅周辺）
市街地における都市機能の充実と居住の誘導	生涯学習、子育て支援機能の誘導	都市機能誘導区域
	商業機能の誘導	都市機能誘導区域
	子育て環境の充実	成田市全域
	若年層の定着・流入に向けた雇用の創出	成田市全域
	ウォーカブルなまちづくりの推進	都市機能誘導区域
	歩行空間整備とバリアフリー化の推進	居住誘導区域
	今後の流入人口の受け皿の確保	成田市全域
	居住誘導に向けた情報発信	成田市全域
生活利便性を確保する公共交通網の維持・確保	地域公共交通計画の推進による公共交通網の維持・確保	成田市全域
	交通結節点の移動円滑化及び機能強化	都市機能誘導区域
都市基盤の有効活用と選択的投資の推進	都市基盤の整備された市街地開発事業地の有効活用	居住誘導区域
	選択的な財政投資による公共施設マネジメントの推進	成田市全域

（1）魅力的な拠点形成に向けた高次都市機能の誘導

◆高次教育機能（大学）の誘導

平成 28（2016）年 4 月には公津の杜駅前に国際医療福祉大学成田看護学部・成田保健医療学部が開学しました。平成 29（2017）年 4 月には医学部が開学し、整備にあたっては、都市機能立地支援事業を活用しています。

【都市機能立地支援事業（公津の杜駅周辺地区都市再生整備計画）の概要】

◆施設用途

国際医療福祉大学 医学部校舎

◆校舎規模

鉄筋コンクリート 6 階建て

鉄筋コンクリート 11 階建て

敷地面積 14,827 m²

建築面積 5,518 m²

延床面積 47,183 m²

◆入学定員数

140 名（うち 20 名は国際枠の留学生）

< 医学部校舎 外観図 >



◆高次都市機能（複合交通・地域交流・観光交流機能）の誘導

成田駅周辺では、広域的な交通結節機能や成田山新勝寺等の観光資源を生かすことで「成田らしい」魅力的な拠点形成を進めるため、JR・京成成田駅参道口地区整備事業との連携を図りながら高次都市機能（複合交通・地域交流・観光交流機能）の誘導に向けた取組みを進めます。

（2）市街地における都市機能の充実と居住の誘導

◆生涯学習、子育て支援機能の誘導

高度化・多様化する市民ニーズに対応するとともに、様々な都市機能を身近な範囲で利用できる利便性の高い市街地の形成に向けた赤坂地区の拠点性向上を図るため、老朽化が進む中央公民館、図書館の再整備も含め、子育てや生涯学習等を支援する多機能な複合施設の整備に向けて、事業の推進を図ります。

◆商業機能の誘導

駅周辺の利便性の高い地域や今後人口増加が見込まれる地域などでは、商業機能（スーパーマーケット等）を誘導し、生活利便性の確保に向けた環境づくりを進めます。

◆子育て環境の充実

子育て家庭を対象とした子育て相談等の支援や保育施設の確保を推進し、子育てしやすい環境づくりを進めます。

◆若年層の定着・流入に向けた雇用の創出

国際医療福祉大学の開学及び国際医療福祉大学成田病院の開院を契機として、居住誘導区域への定住化や今後の人口流入につなげていくため、医療関連産業の集積による雇用の創出を推進します。

また、成田国際空港を生かした地域の活性化や雇用創出を図るため、新生成田市場の機能発揮をはじめとした、新たな交流を生み出す各種産業機能の形成や企業立地を促進します。

【国際医療福祉大学成田病院の概要】

畑ヶ田地区において開院した国際医療福祉大学成田病院では、「世界基準のハブ病院」として「国際遠隔画像診断センター」や「感染症国際研究センター」などの最先端の医療施設が設置されています。



出典：国際医療福祉大学

【新生成田市場の概要】

空港に隣接している新生成田市場は、農水産物の効率的な輸出を可能とするワンストップ輸出拠点機能を備えた「高機能物流施設」や、海外旅行者もターゲットとした「集客施設棟」などの新たな機能発揮により、地域経済の発展が期待されます。



◆ウォークラブルなまちづくりの推進

都市機能の誘導にあわせて、歩きやすい居心地の良い都市空間を形成し、エリア全体の回遊性・滞在性を高めることで、魅力的な拠点形成を図ります。駅前広場や道路空間などの公共空間を活用した居場所づくり、賑わいづくりを支援するため、歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）制度の活用を推進します。

◆歩行空間整備とバリアフリー化の推進

市街地における良好な居住環境の整備に向け、都市再生整備計画の活用等により、成田駅等の主要駅周辺での歩行者・自転車通行帯の整備を推進するとともに、道路整備に伴う電線類の地中化や道路・公園等のバリアフリー化を推進します。

◆今後の流入人口の受け皿の確保

成田空港の更なる機能強化等により、今後、人口流入が想定されることから、(仮称)成田市不動産岡土地区画整理事業等の市街地開発事業の推進を図るとともに、空き家等の既存ストックの有効活用による受け皿の確保に努めます。

また、居住誘導区域内の人口密度の維持・向上を図るため、公共施設の移設や統廃合による空地を活用する場合や、一団の住宅地の整備や建て替えを進める場合などにおいては、地域の特性に応じた用途地域の見直しや地区計画の活用に合わせて容積率の緩和などを行い、居住促進の可能性を検討します。



◆居住誘導に向けた情報発信

本市の市街地では都市機能の集積や整備された都市基盤等により利便性の高い良好な居住環境が形成されていますが、都市機能の維持を図るために周辺地域の人口密度を確保する必要があることから、本市の魅力を積極的にPRすることで居住誘導につなげ、人口集積を図っていきます。

(3) 生活利便性を確保する公共交通網の維持・確保

◆地域公共交通計画の推進による公共交通網の維持・確保

郊外部に住む高齢者等の生活利便性の確保に向けた市街地と郊外部の連携強化、歩いて暮らせる市街地の形成に向けて公共交通の効率性と利便性の向上を図るため、地域公共交通計画を推進します。



◆交通結節点の移動円滑化及び機能強化

本市の重要な交通結節点となっている成田駅周辺では、JR・京成成田駅参道口地区整備事業により、バリアフリー化や歩道整備を進めます。

また、交通結節点の機能強化に向けた取組みを検討します。

(4) 都市基盤の有効活用と選択的投資の推進

◆都市基盤の整備された市街地開発事業地の有効活用

成田ニュータウン地区などの市街地開発事業地では、良好な都市基盤が整備されていることから、老朽化した団地の再生や「成田市空き家バンク」等の周知及び活用により、都市基盤の有効活用を推進します。



◆選択的な財政投資による公共施設マネジメントの推進

公共施設等の老朽化に伴う更新等に際しては、費用の低減・平準化や効果的な財政投資を図るため、「公共施設等総合管理計画」に基づく公共施設マネジメントを推進します。

老朽化した学校施設の長寿命化改修及び改築を進める際には、都市構造再編集中支援事業の活用も検討し、整備を進めます。

2. 届出制度

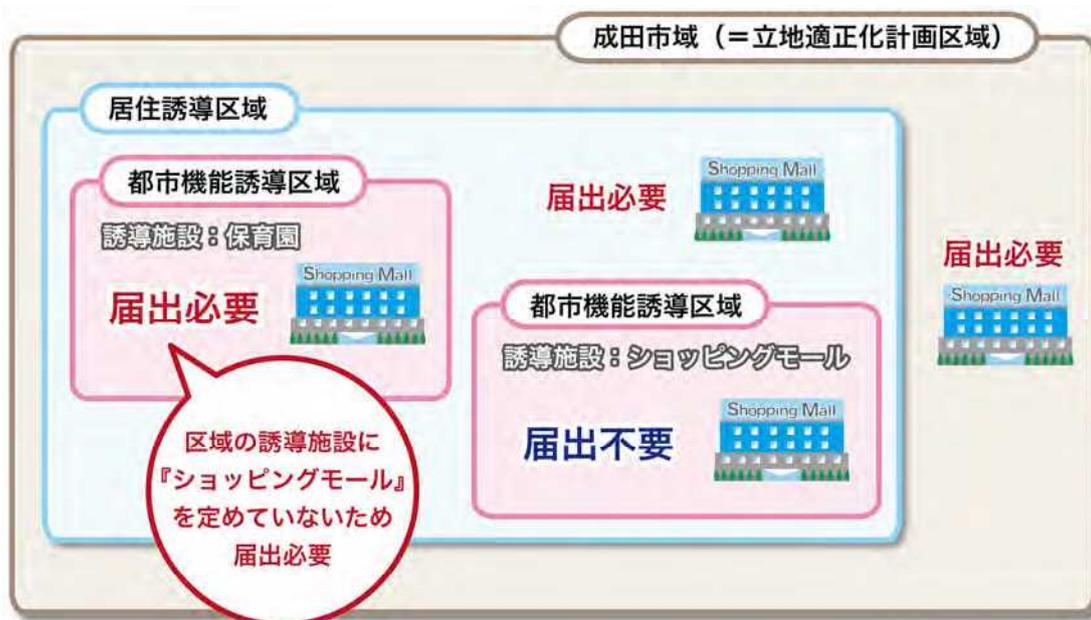
届出制度は誘導施設の整備動向や居住誘導区域外における住宅開発等の動向を市が把握するための制度です。以下の(1)または(2)に該当する場合は、これらの行為に着手する日の30日前までに、行為の種類や場所等について、市へ届け出ることが必要です。

(1) 誘導施設の開発・建築等で届出対象となるもの

都市再生特別措置法第108条の規定に基づき、誘導施設を対象に以下の行為を行おうとする場合には、市への届出が必要となります。ただし、当該誘導施設の立地を誘導している都市機能誘導区域内の場合は除きます。また、都市機能誘導区域内で誘導施設の休止または廃止を行おうとする場合も届出が必要です。

開発行為	誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為
建築等行為	①誘導施設を有する建築物を新築する場合 ②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

【届出対象のイメージ】



(2) 居住誘導区域外で届出対象となるもの

都市再生特別措置法第88条の規定に基づき、居住誘導区域外の区域で、以下の行為を行うとする場合には、市への届出が必要となります。

<p>開発行為</p>	<p>①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為[※]</p> <p>②1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの</p>	<p>①の例示</p> <p>届出必要</p> <p>3戸以上の開発行為</p>  <p>②の例示</p> <p>届出必要</p> <p>1戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,300㎡</p>  <p>届出不要</p> <p>2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が800㎡</p> 
<p>建築等行為</p>	<p>①3戸以上の住宅を新築[※]</p> <p>②建築物を改築し、または用途を変更して3戸以上の住宅とする場合</p>	<p>①の例示</p> <p>届出必要</p> <p>3戸を新築</p>  <p>届出不要</p> <p>1戸を新築</p>  <p>②の例示</p> <p>届出必要</p> <p>事務所・店舗として利用 → 3戸以上の住宅として利用</p> 

※共同住宅1棟でも、3戸以上ある場合は届出が必要です。

第 8 章 目標指標の設定と進行管理

1. 目標指標の設定

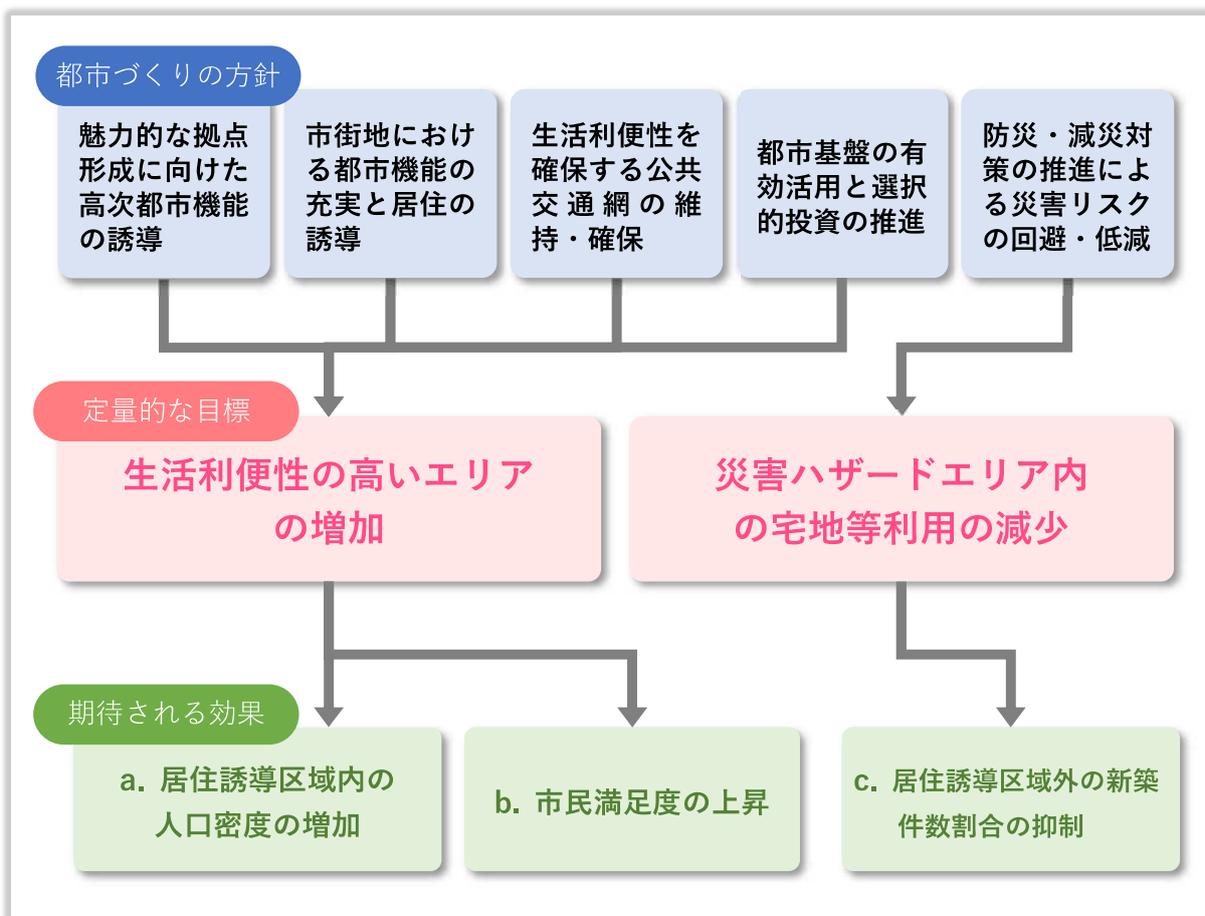
(1) 目標指標の設定について

立地適正化計画では、計画の必要性や妥当性を客観的かつ定量的に提示するとともに、PDCAサイクルを適切に機能させる観点から、本計画により実現しようとする「定量的な目標値」を生活利便性、行政運営等の面から設定するとともに、目標達成により期待される効果を定量化することが求められます。

本計画では、以下のとおり「定量的な目標値」の設定と「期待される効果の定量化」を行い、計画の進行管理を行います。

(2) 定量的な目標と期待される効果

定量的な目標と期待される効果は、都市機能誘導・居住誘導を実現するための施策及び防災指針に基づく防災・減災に資する施策の展開による、都市づくりの方針の達成状況を分析・評価するため、以下のとおり設定します。



①定量的な目標

都市機能の誘導や公共交通の充実により、居住誘導区域内の生活利便性の高いエリアが増加していることを確認します。中間評価を実施した結果、金融機関が徒歩圏内に立地していないエリアにおいて新規立地したこと等の効果により、生活利便性の高いエリアが大きく増加しており、本計画策定当初の目標値（592ha）に到達していることから、引き続き都市機能の誘導を図るとともに、現在の都市機能の立地を持続的に維持していくことが求められます。

また、防災指針に基づく防災・減災に資する取組の推進により、災害ハザードエリア内の宅地等利用が抑制され、災害リスクが低減されていることを確認します。

定量的な目標	現状値 (H29[2017]年)	中間評価(現状値) (R4[2022]年)	目標値 (R9[2027]年)
生活利便性の高いエリアの増加 ^{※1}	512 ha	601 ha	現状値以上
災害ハザードエリアにおける宅地等利用の抑制 ^{※2}	—	243 ha	現状値以下

※1 生活利便性の高いエリア：医療（内科または外科を含む病院・診療所）・福祉（通所系、訪問系、小規模多機能施設）・子育て（幼稚園、保育園等）・商業（百貨店、ショッピングモール、スーパーマーケット）・金融（窓口）に関する生活利便施設及び基幹的公共交通路線（路線バス 30 本以上/日）の徒歩圏（バス停は半径 300m、その他は半径 800m）の全てを満たす区域。

※2 洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨）における浸水深 3 m 以上の区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域内の宅地等（都市計画基礎調査における宅地（住宅用地、商業用地、工業用地）及び公共施設用地、文教・厚生用地）の合計面積。

目標値は、令和 4（2022）年 9 月末時点で指定されている災害ハザードエリアを基準に算出する。

②期待される効果

都市機能の充実と居住誘導の効果により、居住誘導区域内の人口密度が高まっていることを確認します。中間評価を実施した結果、人口密度は増加しておりますので、引き続き（仮称）成田市不動ヶ岡土地区画整理事業等の市街地整備による居住誘導、都市基盤の整備された市街地開発事業地や空き家等の既存ストックの有効活用などの施策を着実に進めていくことが求められます。

期待される効果	現状値 (H22[2010]年)	中間評価(現状値) (R2[2020]年)	目標値 (R9[2027]年)
a. 居住誘導区域内の人口密度の増加	54人/ha	58人/ha	64人/ha

※国勢調査の値を使用するため、現状値及び目標値の年次を平成 22（2010）年及び令和 7（2025）年とする。

生活利便性の高いエリアが増加することで、効果として市民の生活に対する満足度の上昇につながっているかを確認します。中間評価を実施した結果、生活利便性の高いエリアは増加したものの、市民満足度は減少する結果となったことから、市民ニーズに対応した施策展開を図ることが求められます。

期待される効果	現状値 (H29[2017]年)	中間評価(現状値) (R4[2022]年)	目標値 (R9[2027]年)
b. 市民満足度の上昇[※]	48%	45%	67%

※ 市民満足度：成田市市民満足度アンケートより、立地適正化計画に関連する以下の3項目の満足度（満足・やや満足）の平均値。

- ・住みやすく快適な生活環境を整える
- ・地域特性を生かした土地利用と快適な市街地形成を図る
- ・道路ネットワークと交通環境を整える

災害ハザードエリアにおける宅地等利用が抑制されることで、居住誘導区域外の新築件数の増加が抑制されているかを確認します。

期待される効果	現状値 (H29[2017]年)	中間評価(現状値) (R4[2022]年)	目標値 (R9[2027]年)
c. 居住誘導区域外の新築件数 割合の抑制[※]	—	54%	50%

※ 過去7年の居住誘導区域外の新築件数割合の平均値を現状値とし、目標値を令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの平均値とする。

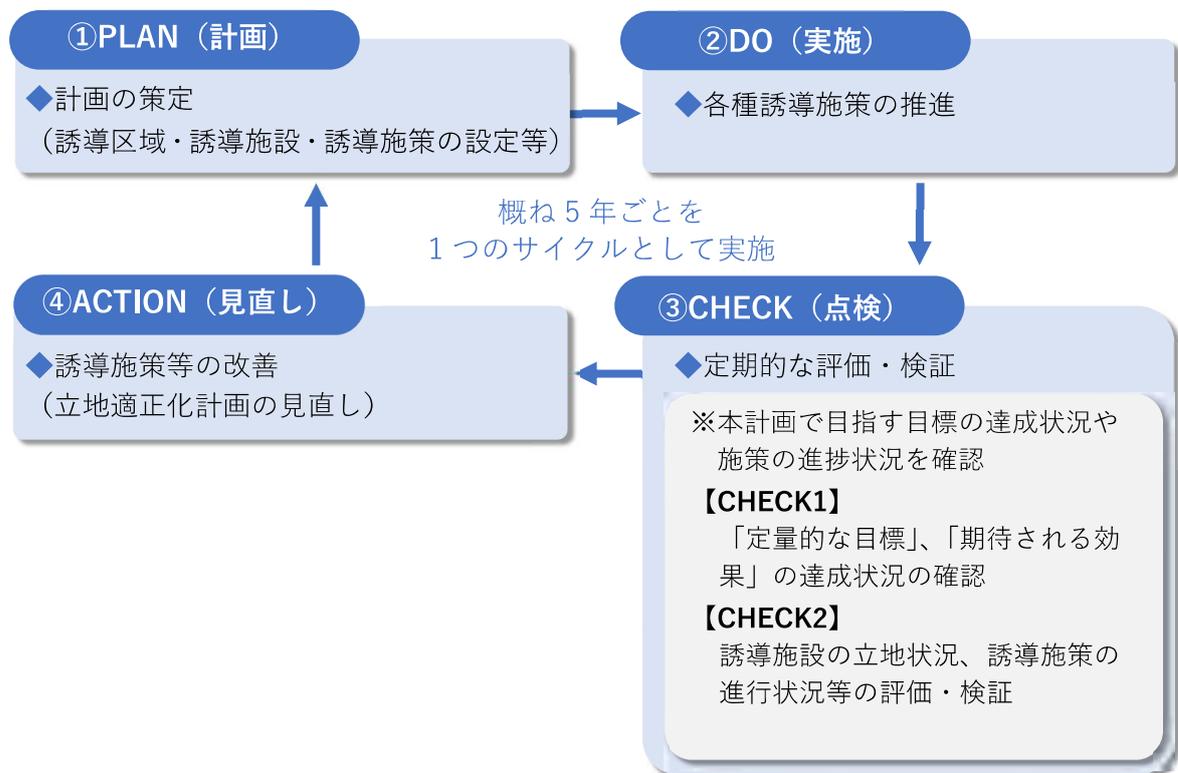
2. 進行管理の考え方

本計画の計画期間内（平成 30（2018）～令和 9（2027）年の 10 年間）においては、上位計画や関連計画の見直しとの整合を図りつつ、概ね 5 年ごとに数値目標の達成状況や誘導施策の進行状況等の評価・検証を行うものとします。

その検証により、必要に応じて誘導区域・誘導施設・誘導施策の見直しを行います。

PDCA サイクルの考え方に基づき、概ね 5 年を 1 つのサイクルとして適切な進捗管理を行いつつ、10 年後の目標年次に向けて継続的な取組みを行っていきます。

■図：計画の進行管理のイメージ



■図：見直しのイメージ

